

福岡県公報

令和元年十月十八日
第四十八号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 (教育庁高校教育課) ……………

教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十月十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中

36	福岡県立須恵高等学校	全日制	普通(三二〇)	に、
36	福岡県立須恵高等学校	全日制	普通(二八〇)	を
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(三六〇)	に、
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(三二〇)	を

72	福岡県立大牟田北高等学校	全日制	普通(二二〇)	に、
72	福岡県立大牟田北高等学校	全日制	普通(二六〇)	を
54	福岡県立太宰府高等学校	全日制	普通(二四〇)、芸術(四〇)	に、
54	福岡県立太宰府高等学校	全日制	普通(二八〇)、芸術(四〇)	を
51	福岡県立玄洋高等学校	全日制	普通(二八〇)	に、
51	福岡県立玄洋高等学校	全日制	普通(三二〇)	を
50	福岡県立早良高等学校	全日制	普通(二六〇)	に、
50	福岡県立早良高等学校	全日制	普通(二〇〇)	を
41	福岡県立博多青松高等学校	通信制	普通(五〇〇)	に、
		定時制	普通(二四〇)、情報科学(一一〇)	
41	福岡県立博多青松高等学校	通信制	普通(五〇〇)	を
		定時制	普通(二八〇)、情報科学(一一〇)	

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表 88 の項の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の福岡県立高等学校学則の規定は、令和二年度以降に入学する者から適用する。

88	福岡県立嘉穂高等学校	全日制	普通（二八〇）、理数（四〇）	に
88	福岡県立嘉穂高等学校	定時制	普通（募集停止）	を
		全日制	普通（二八〇）、理数（四〇）	
86	福岡県立西田川高等学校	全日制	普通（二二〇）	に、
86	福岡県立西田川高等学校	全日制	普通（二六〇）	を
85	福岡県立田川科学技術高等学校	全日制	農業食品（八〇）、工業システム（八〇）、ビジネス科学（四〇）	に、
85	福岡県立田川科学技術高等学校	全日制	生命科学（八〇）、システム科学技術（八〇）、ビジネス科学（四〇）	を